

○五城目町墓苑に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五城目町墓苑に関する条例（昭和55年五城目町条例第15号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、杉ヶ崎墓苑の墓地の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書（様式第1号）に本籍又は住所を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(代理人)

第3条 次の各号の一に該当する者は、町内に住所を有し、独立の生計を営む代理人を置かなければならない。

- (1) 町外に住所を有する者
- (2) 墓地の使用許可を受けた後、町外に住所を移動しようとする者
 - 2 前項の代理人は、使用者に代わり墓地使用に関するすべての義務を負うものとする。
 - 3 第1項の代理人を変更するときは、代理人変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(埋葬禁止)

第4条 墓地には、火葬しない死体（胎）を埋葬することができない。

(墓地使用者台帳)

第5条 町長は、墓地の使用を許可したときは、墓地使用者台帳にこれを登録しなければならない。

(施設の制限)

第6条 使用許可を受けた墓地に施設する墓石の規格は、別図のとおりとする。ただし、自由墓地については、この限りでない。

(施設工事許可申請)

第7条 使用許可を受けた墓地に工作物を施設し、又は施設した工作物を変更しようとする者は、施設工事許可申請書（様式第3号）に設計図、その他必要な書類を添えて町長に提出し、許可を受けなければならない。

(承継申請)

第8条 条例第6条の規定により、墓地の使用を承継しようとする者は、墓地使用権者名義変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 従前の使用権者の墓地使用許可証
- (2) 従前の使用権者との関係を証明する書類
- (3) 届出人の住民票の写し

(墓地の返還)

第9条 条例第7条の規定により墓地を返還しようとするときは、墓地返還届（様式第9号）に墓地使用許可証（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項により返還しようとするときは、使用墓地を原状に回復し、町長の承認を受けた後に行うものとする。

（許可証の提示）

第10条 墓地の使用者は、次の各号の一に該当するときは、墓地使用許可証を町長に提示しなければならない。

- (1) 使用場所の引渡しを受けるとき。
- (2) 埋葬又は改葬を行うとき。
- (3) 使用場所の施設工事を行うとき。
- (4) その他町長が特に必要があると認めたとき。

（使用者の管理義務）

第11条 使用場所にある施設物、樹木等の転倒、その他により危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある場合は、当該使用者は速やかに修理その他必要な措置をしなければならない。

2 前項の場合において使用者が必要な措置をしないときは、町長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。

（住所変更届）

第12条 使用者及び代理人は、住所に変更があったときは、その事実を証明する書類を添えて町長に届け（様式第8号）出なければならない。

別図（第6条関係）

